

# 年末調整を受けられる皆さんへ

—給与所得者の所得税は年末調整で精算されます—

## ●年末調整とは？

給与の支払者は、毎月の給与の支払いの際に所得税の源泉徴収（天引き）を行っていますが、その一年間の合計額は、本来納めなければならない税額と一致しません。

この一致しない理由としては、

- ① 年の途中で、給与の額に変動があること。
- ② 年の途中で、扶養親族が増減してもそれ以前の月に遡って修正しないこと。
- ③ 生命保険料や地震保険料の控除などは年末調整で行うこと。

などがあげられます。

この不一致を計算し、本来納める税額と今までに徴収した税額との過不足を精算（徴収または還付）することを年末調整と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、それ以外の所得があってもその額が少額であるという方がほとんどです。

したがって、このような方は、勤務先の年末調整で税額の精算が済み、確定申告の必要がなくなりますので、年末調整は非常に大切な手続きといえます。

## ●こんなときには、扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書の異動申告が必要です。

- ① 本年の途中で、出生等によって扶養親族の数が増加したとき、または扶養親族であった家族の就職や結婚等により扶養親族の数が減少したとき。
- ② 本年の途中で、結婚により控除対象配偶者を有することとなったとき、または離婚により控除対象配偶者を有しないこととなったとき。
- ③ 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなったとき。
- ④ 本年の途中で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

※例年、一時所得（生命保険の満期・解約等）、譲渡所得（土地や株式の売却による収入）など、一時的な所得が発生したために扶養控除が否認となる事例が多く見受けられます。扶養親族の方で、本年中に給与や公的年金以外にそれらのような一時的な収入はなかったか、今一度扶養控除の所得要件を満たしているかご確認ください。

## ●扶養控除等申告書や配偶者控除等申告書は、正しく記載して提出してください。

後日、扶養控除等の誤りが分かった場合には、年末調整のやり直しなど（扶養手当の返還、所得税の追徴など）を行わなければなりません。

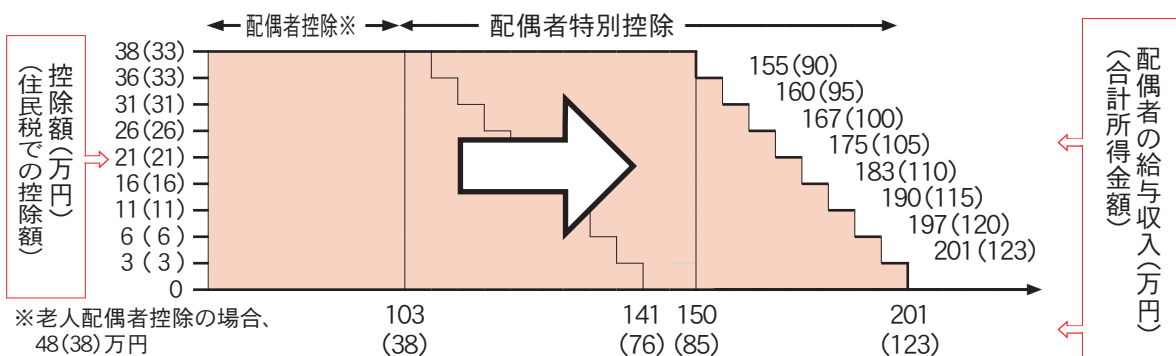
誤って提出したと思われる方は、事業所の担当者にすぐに連絡してください。

## 平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しにより、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。このため「平成30年分給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されています。

また、平成30年分の年末調整または確定申告において適用される配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われています。

（例）納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合



# 事業主の皆さんへ

## — 個人住民税は特別徴収で納めましょう —

### ● 個人住民税の特別徴収とは？

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。

事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

### ● 特別徴収制度の仕組み



### ● 特別徴収はこんなに便利

- ① 従業員が個々に納付する手間が省ける。
- ② 納め忘れがない。
- ③ 1回当たりの納付額の負担が少ない（原則年4回→年12回）

まだ特別徴収を実施していない事業所は、特別徴収への切替が必要ですので、ご理解・ご協力をお願いします。詳しくは日高町役場税務課までお問い合わせください。

#### 《お問い合わせ先》

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 8 4

## 《 無料 特設人権・困りごと相談所開設 》

- 日 時
- ①12月3日(月) 10:00～15:00
  - ②12月5日(水) 10:00～15:00
- 会 場
- ①門別地区 門別公民館(1F ミーティング室)
  - ②日高地区 サン・ポッケ(2F 小会議室)
- 担 当 者
- ①門別地区人権擁護委員
  - ②日高地区人権擁護委員
- 相談内容
- ☆いじめ・虐待などの人権問題
  - ☆離婚・相続に関すること
  - ☆セクハラ・パワハラに関すること
  - ☆その他

どんなことでもお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。予約は不要です。

○お問い合わせ先 日高人権擁護委員協議会 札幌法務局日高支局 電話 0146-42-0415